

9月12日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました議案第43号および議案第46号の2議案について、9月20日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第43号「湖南省湖國十二坊の森条例の一部を改正する条例の制定について」では、提出議案の趣旨説明として「施設使用料適正化指針に基づき、維持管理経費等から算定した適正額に設定するため、また受益者負担の原則からも使用料の改定をしたい」との説明を受け、審査に入りました。

定期券の廃止の理由はとの質疑に対しては、以前の指定管理者が実施していた事業の廃止に伴う救済措置として設定した定期券でありましたが、当時の利用者が65歳以上になられ、減免対象者となられているので廃止するとの答弁でした。

減免規定の変更はとの質疑に対しては、現行どおり原則半額減免を考えているとの答弁でした。

公共施設使用料の税負担割合と同じ最終数値を目指すのかとの質疑に対しては、利用料については公共施設使用料とは考え方が異なるが、受益者負担の原則に従い最終的に100%を目指している。今回の改定を行っても足りないところは、今後、指定管理者の努力等による利用者の増加を期待して、この状態で進めたいとの答弁でした。

値上げ分についてサービスも向上させるのかとの質疑に対しては、指定管理者に対しての制度を利用料金制に変更し、インセンティブを働かせることにより、指定管理者によるサービス向上等の努力を促すとの答弁でした。

利用者数、利用料収入について目標を定めているのかとの質疑に対しては、年間利用者数13万2,000人、現行の利用料で利用料収入6,620万円としている。税負担の減少を図れるように仕組みを変えていきたいとの答弁でした。

議案第46号「湖南省水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」では、下水道事業計画拡大変更による計画人口および処理能力の数値決定について、より詳しい説明を求める質疑がありました。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論を行いました。議案第43号では、反対討論として、施設利用者の負担増となり、条例にある目的に反するのではないかと考え反対するとのことでした。

議案第46号では、討論はありませんでした。

採決の結果、議案書43号は賛成多数、議案第46号は全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。